



軽自動車OSSのご案内 (継続検査申請)



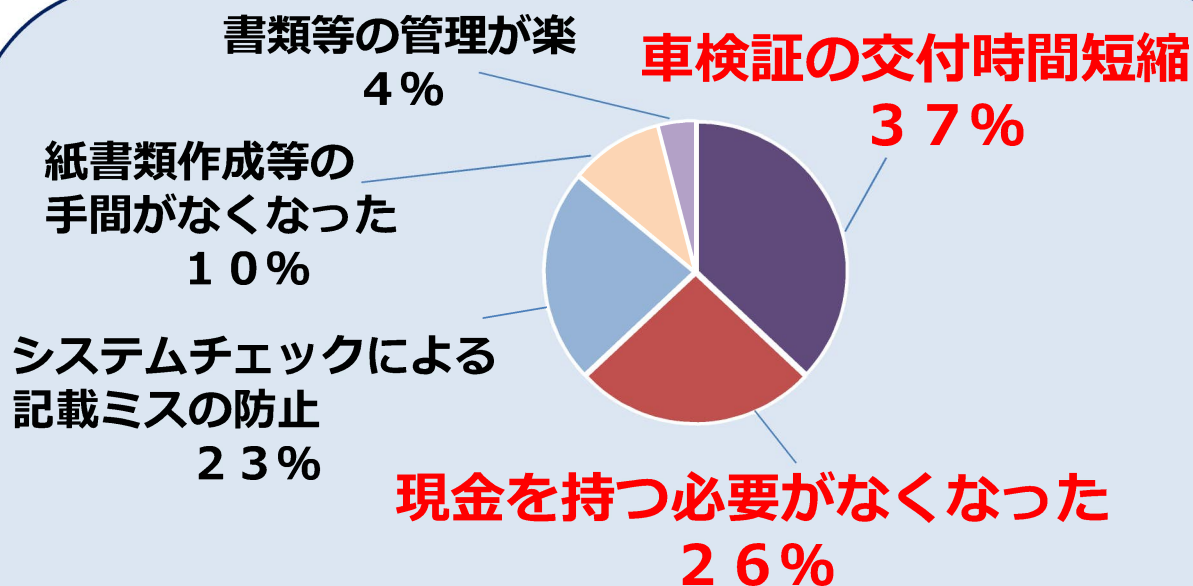
軽自動車OSSとは

軽自動車を保有するのに必要な手続きが
オンラインで一括して行える便利なサービスです。

※検査申請に係る手続きや納付を対象に電子化したものです。

軽自動車OSSに対応することによるメリット

軽自動車OSSに対応することによるメリットについて
すでに対応されている指定整備工場の方にアンケートを行いました。



アンケートの結果、「交付時間の短縮」と「現金を持ち歩く必要がなくなった」とメリットを感じている方が過半数でした。

※73社回答



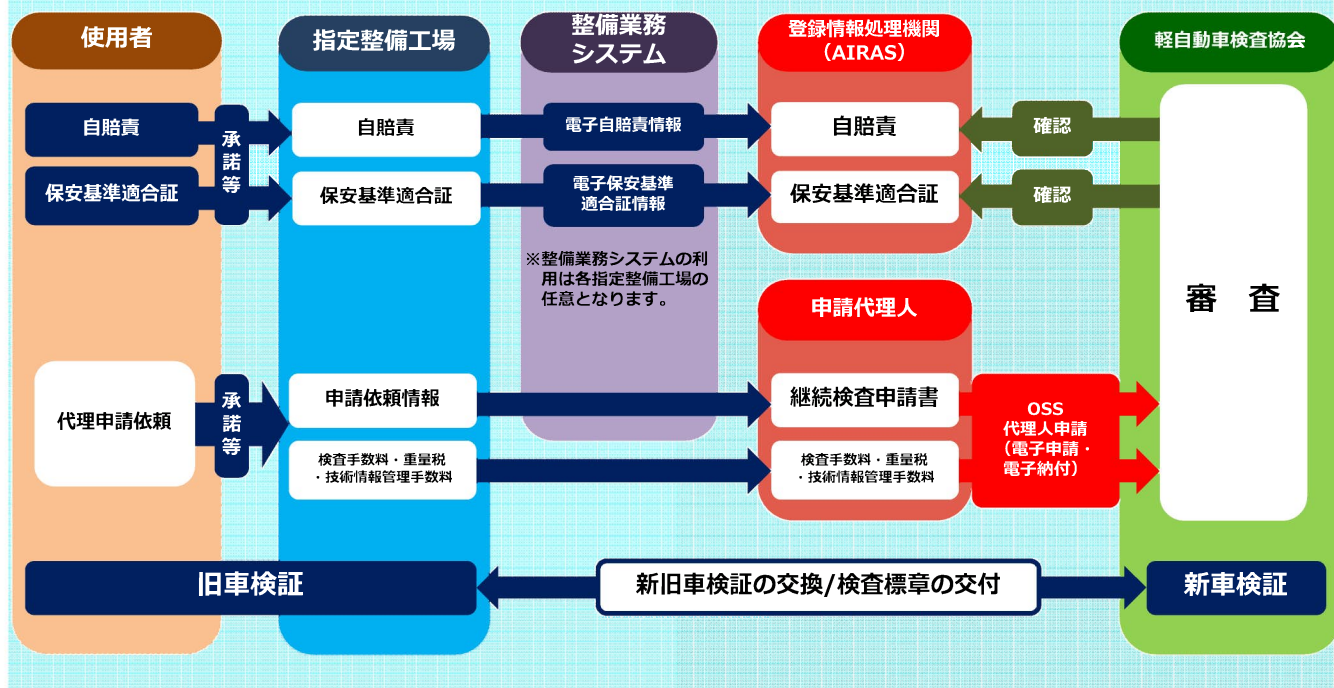
代理申請の依頼を受けた申請代理人が軽自動車OSSの申請を行います。

軽自動車OSSご対応の際は、申請代理人へご相談ください。

- ・(一社)日本自動車整備振興会連合会
- ・(一社)日本自動車販売協会連合会
- ・(一社)全国軽自動車協会連合会
- ・行政書士(行政書士法人含む)

※令和4(2022)年4月より、使用者本人によるOSS申請も利用可能となります。

軽自動車OSSの継続検査申請の流れ



保安基準適合証と自賠責が電子化できていれば、軽自動車OSSに対応する準備はできています！

後は、軽自動車OSSによる取扱へ移行してみましよう！！



軽自動車検査協会事務所等の午前の業務受付時間外に申請された軽自動車OSS申請は、当日午後の審査となり、午後の業務受付時間外に申請された軽自動車OSS申請は、翌業務取扱日の審査となります。

※業務受付時間：午前9時から11時30分まで 午後1時から4時まで
(土日祝日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く)

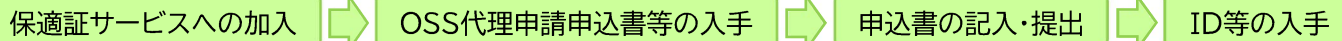
継続検査OSSを始めるには？

OSS申請により継続検査を行うためには、保適証の電子化が必須であるため、保適証サービスへの加入が必要です。保適証サービスへの加入が済んでいない場合、最寄りの自動車整備振興会にご相談ください。

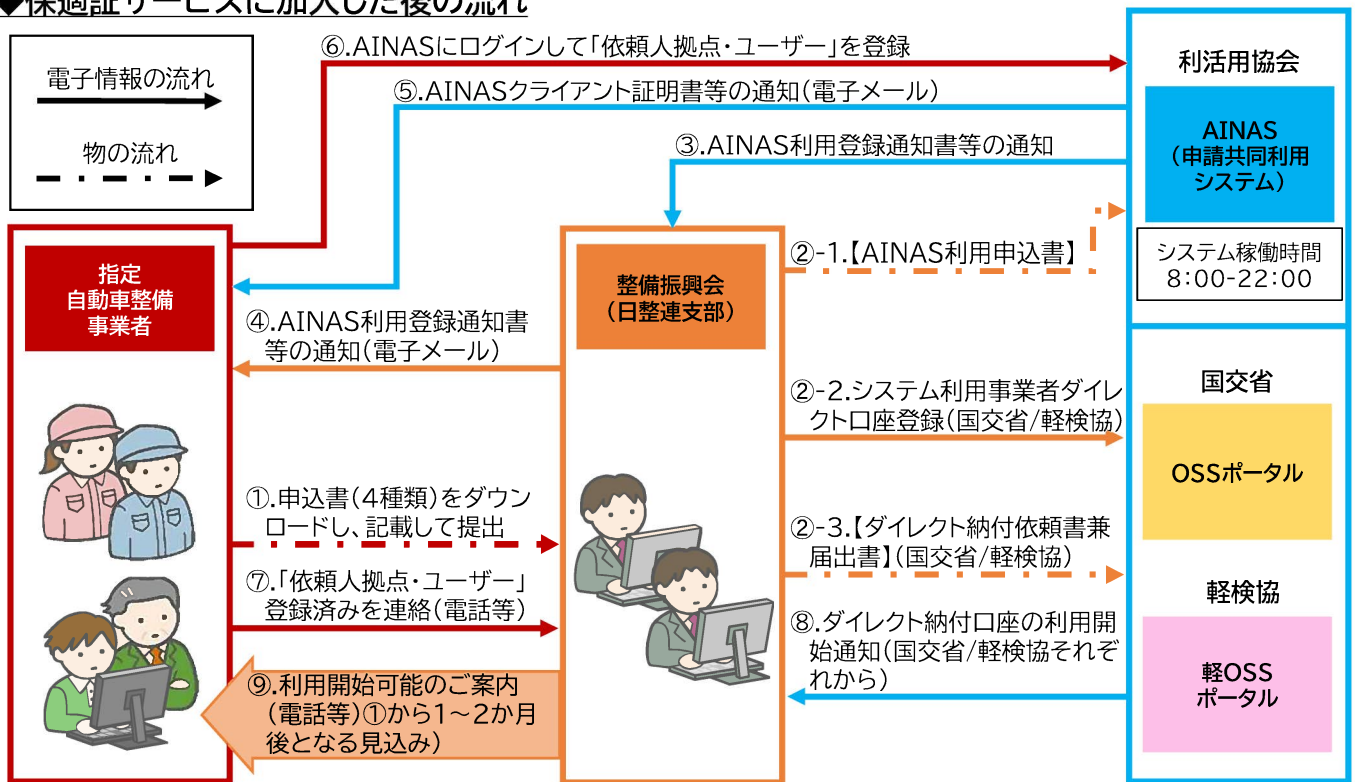
その上で、OSS申請を依頼する申請代理人(日整連)に対して、申込書の提出を行う必要がありますので、「日整連自動車情報サイト」から申込書を入手し、自動車整備振興会に提出してください。

継続検査OSS利用開始までの流れ

指定自動車整備事業者が継続検査OSS申請を利用する場合の大まかな流れは以下となります。

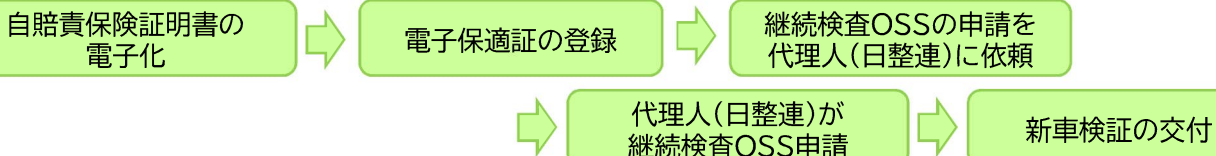


◆保適証サービスに加入した後の流れ



継続検査OSS申請の流れ

指定自動車整備事業者が継続検査のOSS申請を行う場合、大まかな流れは以下となります。



保適証サービス・継続検査OSS代理申請に関する資料等については「日整連自動車情報サイト」に掲載していますので、こちらからご確認ください。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/index.html>

